

2020年5月28日

Personal Data Protection Act (タイ個人情報保護法)

| | |
|------------------------------------|--|
| I. タイ個人情報保護法 (事業者に関する規定) の施行延期について | 森・濱田松本法律事務所 弁護士 岡田 淳 TEL. 03 5220 1821 atsushi.okada@mhm-global.com |
| II. タイ個人情報保護法の概要 (振り返り) | 弁護士 田中 浩之 TEL. 03 6266 8597 hiroyuki.tanaka@mhm-global.com |
| III. 今後の対応方法と明確化が期待されるポイント | 弁護士 二見 英知 TEL. 66 2 009 5167 (バンコク) TEL. 03 6212 8311 hidetomo.futami@mhm-global.com |
| IV. 最後に | 弁護士 細川 怜嗣 TEL. 65 6593 9467 (シンガポール) TEL. 03 6266 8793 reiji.hosokawa@mhm-global.com 弁護士 白井 啓子 TEL. 66 2 009 5130 (バンコク) keiko.shirai@mhm-global.com |

I. タイ個人情報保護法 (事業者に関する規定) の施行延期について

タイにおいて、2019年5月28日付で施行されたタイ個人情報保護法は、個人情報保護委員会に関する規定等を除く重要な条項(事業者の義務や罰則に関する全ての規定)については、施行から1年後の2020年5月27日付で効力が生じるとされ、その適用が猶予されていました。また、法令上の義務の具体的な要件・基準・手続については、同法施行から1年以内に発行される下位規則・通達によって具体的に規定されるとされ、不明確な点も多く残っている状況でした。

この期間は同法が適用される事業者にとって同法に対応するための準備期間と捉えられていたことから、日系企業を含む多くの企業において、2020年5月27日の効力発生日を見据えて準備を進めてこられたかと思えます。

もっとも、個人情報保護委員会自体のメンバー選考等に時間を要しそもそも委員会の発足自体もままならず、下位規則・通達も一切公表・発行されない中で、COVID-19の影響もあり、当初予定していた本年5月27日の時点で同法に沿った対応をできる企業が限られること等から、同法の効力発生や執行開始の延長の可能性について現地では度々話題に挙がっていました。

そんな中、2020年5月19日、同法の担当省である Ministry of Digital Economy and Society (デジタル経済社会省) が提出した勅令 (Royal Decree、「本勅令」) が内閣において承認され、以下の(1)から(22)の事業セクターについては、1年間効力発生が延期されていた規定、すなわち Chapter 2 (個人情報保護)、Chapter 3 (個人情報の利用・

データ・セキュリティ NEWSLETTER / MHM Asian Legal Insights

開示)、Chapter 5 (苦情の申立て)、Chapter 6 (民事責任)、Chapter 7 (罰則) 及び Section 95 (同法施行前に入手した情報に関する情報管理者による取り扱い) の規定に関して、更に約 1 年間 (2021 年 6 月 1 日付で施行)、効力発生が延期されることとなりました。閣議決定によると、施行延期の理由はいくつか言及されており、主に事業者の同法準拠への準備不足、多くの事業者が現在必ずしも保有していない高度な技術を使用する必要性が生じ得ることなどが理由として挙げられています。

延期の対象となる事業セクターは下記の通り具体的に 22 項目が列挙されていますが、(6) のようにならかなり広範に読める項目も存在しており、およそすべての事業者は下記のいずれかには該当し得るよう見受けられ、実質的には全面的な適用延期と捉えられています。

- (1) 政府機関 (governmental agencies)
- (2) 外国政府機関及び国際組織 (foreign governmental agencies and international organizations)
- (3) 財団、協会、宗教団体、非営利団体 (foundations, associations, religious organizations; non-profit organizations)
- (4) 農業に関する事業 (businesses relating to agriculture)
- (5) 工業に関する事業 (businesses relating to industry)
- (6) 商業に関する事業 (businesses relating to commerce)
- (7) 医療及び公衆衛生に関する事業 (businesses relating to medicine and public health)
- (8) エネルギー、蒸気、上下水及び廃棄物に関する事業及びそれらに関連する事業 (businesses relating to energy, steam, water and waste disposal and related businesses)
- (9) 建設に関する事業 (businesses relating to construction)
- (10) 修理、メンテナンスに関する事業 (businesses relating to repairs and maintenance)
- (11) 輸送、運送及び倉庫に関する事業 (businesses relating to transportation, logistics and goods storage)
- (12) 旅行に関する事業 (businesses relating to tourism)
- (13) 通信、電気通信、コンピューター及びデジタルに関する事業 (businesses relating to communications, telecommunications, computers and digital)
- (14) ファイナンス、バンキング及び保険に関する事業 (businesses relating to finance, banking and insurance)
- (15) 不動産に関する事業 (businesses relating to real estate)
- (16) 専門職種 (professional occupations)
- (17) 経営及び支援サービスに関する事業 (businesses relating to management)

and supporting services)

(18) 科学技術、学術、社会行政及び芸術に関する事業 (businesses relating to science and technology, academia, social administration and arts)

(19) 教育に関する事業 (businesses relating to education)

(20) 娯楽及びレクリエーションに関する事業 (businesses relating to entertainment and recreation)

(21) セキュリティに関する事業 (businesses relating to security)

(22) 明確に分類できない家事及びコミュニティ事業 (household businesses and community enterprises which cannot be clearly categorized)

なお、適用除外となる上記事業者においても、同勅令における義務として、個人情報保護のためのセキュリティ対策 (security measures) を施すこととされています。ただし同セキュリティ対策の内容は「デジタル経済社会省が別途定める基準に従う」とされているところ、現時点では同基準は示されておらず、今後の動向を見守る必要があります。

II. タイ個人情報保護法の概要 (振り返り)

ここで改めて、タイ個人情報保護法の概要 (主要事項) を振り返ります。

(1) 重要な定義

タイ個人情報保護法における重要な定義は、以下のとおりです。

・「Personal Data (個人情報)」とは、直接・間接を問わず、一定の自然人を特定し得る自然人に関する情報をいいます。ただし故人に関する情報は除きます (同法 6 条)。

また、個人情報の中でも、人種、宗教・信教、政治的思考、犯罪経歴、遺伝子情報、健康情報、性的指向、労働組合、生体認証データ (その他政令で定める事項) に関する情報は、「センシティブ個人情報」として、より限定的な例外的な場合を除いて対象者の明示の同意なしに収集することが禁止される等、より厳格な保護の対象とされています。

・「Data Controller (情報管理者)」とは、個人情報を収集、使用及び開示する権限を有する個人又は団体をいいます。

・「Data Processor (情報処理者)」とは、情報管理者に代わって又はその指示の下、個人情報を収集、使用及び開示する個人又は団体をいいます。

(2) 地理的適用範囲

タイ個人情報保護法が適用される地理的な範囲として、European Union's General Data Protection Regulation (GDPR) 類似の規定が置かれており、以下の 2 つの場合に同法が適用されることとなります (同法 5 条)。

データ・セキュリティ NEWSLETTER / MHM Asian Legal Insights

- ① タイ所在の情報管理者・情報処理者が、個人情報の収集、使用又は開示をする場合（タイで行うか否かを問わない）
- ② タイに拠点のないタイ国外所在の情報管理者・情報処理者が、以下の行為をする場合
 - (i) タイ所在のデータ主体にサービス・商品を提供する場合
 - (ii) タイ国内におけるデータ主体の行動の監視を行う場合

したがって、仮にタイ国内に事業所等を一切設置していない場合であっても、タイ国内での経済活動に関連する事業を行っている場合には、上記②により、同法の適用の有無について慎重に検討を行う必要があります。

(3) 同意と通知

個人からの情報の収集・使用・開示に当たっては、原則として、事前又は収集時に、本人に対し、以下の事項を書面又は電磁的方法により通知した上で、同意を取得する必要があります（同法 23 条）。

- ① 情報収集の目的
- ② 対象個人情報の種類・保管期間
- ③ 個人情報が開示される第三者の情報
- ④ 情報管理者に関する情報及びその連絡先
- ⑤ データ主体の個人情報保護法上の権利（同意撤回権、自己の個人情報へのアクセス権、削除請求権等）

上記原則の例外として、本人の同意なく情報を収集できる場合は以下の場合です。

- ① 歴史文書の準備、公共の利益の探求、又は研究・分析・統計に関する目的のためであって、個人情報に関する適切な保護基準が施されている場合
- ② 人の生命・身体・健康に対する危険の予防・阻止のため
- ③ 本人が当事者である契約を遵守するため、又は当該契約を締結する前に本人の要望に対応するために必要な場合
- ④ 公共の利益に関する情報管理者の義務履行のため、又は情報管理者に授けられた公的な権利の行使のために必要な場合
- ⑤ 情報管理者又は情報管理者以外の第三者の正当な利益のために必要な場合（ただし、当該正当な利益が本人の個人情報に関する基本的権利より重要でない場合はこの限りでない）
- ⑥ 情報管理者の法令遵守のために必要な場合

なお、センシティブ個人情報については、(a)人の生命、身体又は健康に対する危険の予防・阻止のためであって、かつ本人の同意を得ることができない場合、(b)法令上の請求権を行使等するために必要な場合など、本人の明示の同意なく情報を収集できる場面はより限定的となります。

データ・セキュリティ NEWSLETTER / MHM Asian Legal Insights

(4) 情報管理者・情報処理者の義務

情報管理者・情報処理者の義務のうち主要なものとして、以下のものが挙げられます。

① 無権限者による個人情報へのアクセス・改変・開示を避けるための適切なセキュリティ対策 (appropriate security measures) を施す義務 (同法 37 条、40 条)

「適切なセキュリティ対策」の具体的な基準・内容は下位規則で今後定められる予定です。

② 記録保持義務 (同法 39 条、40 条 3 号)

情報管理者は、原則として、収集した個人情報について、少なくとも以下の事項を本人・個人情報保護委員会の確認・検査のために書面又は電子的方法で記録する必要があります (ただし一定の小規模事業者については一定の場合に本義務は免除されます。その詳細は下位規則によります。)

- ・ 収集した個人情報
- ・ 各種個人情報の収集の目的
- ・ 情報管理者に関する情報
- ・ 収集保持期間
- ・ 個人情報にアクセスできる権利・手段およびアクセス権者の条件
- ・ 同意取得以外の要件により個人情報を開示・使用した場合
- ・ 本人のアクセス権やデータ・ポータビリティ権等に対して拒否した場合
- ・ 適切なセキュリティ対策 (法 37 条) に関する説明

また、情報処理者も、個人情報の処理行為に関する記録を保持する必要があります (同法 40 条 3 号、その詳細は下位規則によります)。

③ データ保護責任者 (Data Protection Officer、通称「DPO」) の任命義務 (同法 41 条)

以下の 3 つのいずれかに該当する場合に任命が義務付けられています。

- (i) 公的団体である場合 (詳細は下位規則による)
- (ii) 中心的事業の性質上、センシティブ個人情報の取扱いが見込まれる団体
- (iii) 大量の個人情報の取扱いが業務の性質上見込まれるため定期的な管理者によるモニタリングが必要となる団体 (「大量」の基準は下位規則による)

(5) 第三国への移転

(A) 原則的なルール

同法における個人情報の国外移転のルールとしては、原則として当該移転先の国において「個人情報保護のための十分な基準を満たしている」場合には、移転に関

データ・セキュリティ NEWSLETTER / MHM Asian Legal Insights

する本人の同意の取得は不要であるとされています（同法 28 条）。この基準の具体的内容は下位規則で定められるとされており、法文上は明らかではありません。当該第三国が個人情報保護のための十分な基準を満たしていない場合については、本人に対し、移転先の国が個人情報保護のための十分な基準を満たしていないことを通知し、本人の同意を得られれば、移転が可能であるとされています。

(B) 海外グループ会社間等での移転・共有の場合（同法 29 条）

上記の原則ルールの特例として、タイに所在する情報管理者・情報処理者が、海外に所在する情報管理者・情報処理者に対して個人情報を移転する場合であって、当該移転先が共同事業を営む同一の企業グループ・同一の関係事業に属する者であり、その間で個人情報保護委員会が承認した「個人情報を移転するに際しての情報保護に関するポリシー」を施している場合には、法 28 条の原則ルールの適用を受けずに、情報移転が可能であるとされています。

個人情報保護委員会によるポリシーの承認が前提となっており、GDPR 上の BCR（拘束的企業準則）に近いような枠組みであるとの評価ができるかと思いますが、この「共同事業を営む同一の企業グループ・同一の関係事業」の範囲や「ポリシーに関する委員会の承認手続・基準」等、上記例外に関する詳細は今後の下位規則によるものであり、現時点でその詳細は明らかではありません。

(C) 上記 (A) / (B) いずれにも該当しない場合の特例

上記原則的なルールに関する当局の判断が出ておらず、また (B) のポリシーが置かれていない場合については、本人の権利行使が確保され、かつ効果的な法的な救済対策が含まれた、個人情報保護委員会が定めるルール・手続に沿った適切な個人情報保護措置が設けられているという条件を満たした場合に、法 28 条の原則ルールの適用を受けずに情報移転が可能であるとされています（同法 29 条 3 項）。

(6) 責任と罰則

情報管理者又は情報処理者が故意又は過失により個人情報保護法に反し、データ主体に損害が生じた場合には、原則として、損害賠償責任が生じ、裁判所は、実際の損害のほか、実損害の 2 倍を限度とする懲罰的損害（実損害額と懲罰的損害賠償額を合わせて実損害額の 2 倍まで）の賠償義務を課すことができます。また、一定の重大な義務違反については、法人及びその取締役が刑事責任を問われる可能性があり、さらに、行政罰も規定されています（最大 500 万バツ以下の過料）。

Ⅲ. 今後の対応方法と明確化が期待されるポイント

まず喫緊のフォローアップとしては、今回の勅令により同法適用の対象外とされた事業者において実施する義務があるとされている「セキュリティ対策」の具体的内容に関

する当局からの続報が待たれるところです。

また、現地の情報によれば、個人情報保護事務局により、個人情報保護委員会の委員の選出（10名）は完了しており、今後、正式な同委員会の発足を経て、下位規則の検討・議論が行われていくことが想定されます。これに伴い、法律上の規定では明確でない部分、例えば本人から取得する同意書のフォーム（19条）、同意以外の適法化根拠（正当な利益など）を利用できる範囲、無権限者による個人情報へのアクセス・改変等を避けるための「適切なセキュリティ対策」の具体的内容（37条）、DPO等の任命義務が生じる「大量の個人情報の取り扱い」の「大量」の基準（41条）等についても、今後2021年5月末に向けて明らかになってくることが見込まれます。

その他、タイ個人情報保護法への日系企業による対応案件の中で、しばしば問題となる、現時点で必ずしも明確でない点の代表例として、情報の海外移転に関する根拠が挙げられ、この点についての今後の明確化も期待されます。

海外データ移転規制に関して、GDPR等においては、本人の同意に基づく海外移転はいつでも撤回可能であることやその任意性が厳格に要求されること等から、本人の同意ではなく、いわゆる標準的契約条項（Standard Contractual Clause、通称「SCC」）を含む標準契約書を移転元と海外移転先当事者の間で締結することで、海外移転に関して法的な手当をするのが一般的な対応です。

しかしながらタイにおける個人情報保護法においては、当該SCCによる例外適用は明記されていないように見受けられ、当局の承認を得ることを要する海外グループ会社間等での移転・共有の場合のポリシー（同法29条）が本人の同意に依拠することが求められている模様です。この点、同法29条3項がSCC類似のものを想定したものであるようにも思われるものの、必ずしも明確ではありません。

本人の同意に依拠することは上記のとおりその撤回可能性や任意性の観点から安定的なものとは言えず、また上記ポリシーを用いることができる場面もグループ会社又は合併先等に限定されており、かつ、当局の承認も必要となっていることから、使い勝手が良いものとは言えない状況です。今後、上記の29条3項の規定の趣旨が明らかになり、実務上、スムーズなデータ移転が可能になることが期待されます。本規定に関する実務上の対応・運用がどうなっていくかについて、今後の推移を慎重に見守る必要があります。

また、GDPRと同様に、日本が情報移転先の第三国として「個人情報保護のための十分な基準を満たしている」国として認定されるかという点も注目されます。

IV. 最後に

今月27日の同法施行に向けて準備を進めてきた企業（日系企業のタイ法人やタイにおいて経済活動を行っている日系企業の双方）にとっては、直前期にやや肩透かしのような形での延期となった部分は否めませんが、今後は1年後（2021年5月31日）の施行に向けて、これまで準備を進めてきた企業にとっては再度仕切り直しの上で、またこ

データ・セキュリティ NEWSLETTER / MHM Asian Legal Insights

れまで十分な検討を進めてこられなかった企業にとっては獲得できた準備期間として、今後具体的な対応を行っていくことになると思います。

その際、今後期待される下位規則の公表等を待つ部分も相応にあるところではありませんが、その公表・施行のタイミングは定かではありません。

少なくとも、データマッピング（情報の棚卸し）については、まだ未完了の企業は、早めに着手しておくことが望ましいかと思えます。

また、具体的対応については、下位規則等の公表等のタイミングによりますが、同法は GDPR 類似の定めが多数存在することから、GDPR についての EDPB（欧州データ保護会議）や各国のデータ保護監督当局によるガイドライン・ガイダンス等が今後の細則・下位規則の制定にあたり、参酌されることになるものと予想されるため、これらを随時参照にしながら、Privacy Policy（消費者・取引先向け、従業員向け）、通知書・同意書フォーム、情報処理者との DPA、その他一連の内部規則（本人の権利行使に対する対応マニュアル、情報漏洩時の対応マニュアル等を含む）の準備を進めていくことが当面の対応方法として考えられるものとなります。

なお、下位規則は英語ではなくタイ語のみで公表・施行される可能性が高いため、特に現地専門家からの随時の情報収集が強く求められるところであると考えられます。当事務所でも、バンコクオフィスとの連携をとりながら、随時情報の収集や発信を行ってまいり所存です。

文献情報

- 論文 「The Anti-Bribery and Anti-Corruption Review – Japan Chapter」
 掲載誌 The Anti-Bribery and Anti-Corruption Review 8th Edition
 著者 眞鍋 佳奈、梅津 英明、大野 志保
- 論文 「国際的株主代表訴訟に関する実務と学説の対話 -2019年 IPBA 年次総会を契機にした今後の学説実務の協働に向けて-」
 掲載誌 旬刊商事法務 No.2213
 著者 小松 岳志（共著）
- 論文 「日系企業の海外ビジネス環境改善に向けた経済連携協定の戦略的活用」
 掲載誌 国際商事法務 Vol.47 No.11
 著者 畠山 佑介
- 本 『最新 タイのビジネス法務〔第2版〕』（2019年12月刊）

データ・セキュリティ NEWSLETTER / MHM Asian Legal Insights

- 出版社 株式会社商事法務
著者 河井 聡、小野寺 良文、秋本 誠司、二見 英知、埴 晋、岸 寛樹、田中 浩之、細川 怜嗣、白井 啓子、茨木 雅明、パヌパン・ウドムスワンナクン、岩澤 祐輔（共著）
- 論文 「欧米における Cookie 規制の最新動向と今後の展望」
掲載誌 NBL No.1168
著者 岡田 淳、根橋 弘之、小林 花
- 本 『デジタル金融未来レポート 2020』（2020年4月刊）
出版社 株式会社 日経 BP
著者 増島 雅和、堀 天子、石川 貴教、宮田 俊、吉田 和央、湯川 昌紀、石橋 誠之、山川 佳子、芳野 涼（共著）
- 論文 「改正対応！「実務に役立つ」「対話で学ぶ」個人情報保護法の基礎 第2回 個人情報を取扱うには何をしなければいけないの？」
掲載誌 会社法務 A2Z 2020年5月号
著者 田中 浩之、北山 昇
- 論文 「サイバーセキュリティに関する情報共有」
掲載誌 情報の科学と技術 2020年70巻5号
著者 蔦 大輔
- 本 『通信教育 金融デジタルイゼーション時代のサイバーセキュリティ早わかり講座』（2020年5月刊）
出版社 株式会社銀行研修社
著者 蔦 大輔（共著）
- 論文 「改正対応！「実務に役立つ」「対話で学ぶ」個人情報保護法の基礎 第3回 個人情報と新型コロナウイルス感染症」
掲載誌 金融法務事情 No.2131
著者 田中 浩之、北山 昇

NEWS

- **新型コロナウイルス対応 参考リンク集（5月25日更新）**
新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関する官公庁等の最新公開情報のリンクをまとめました。今後、随時アップデート

データ・セキュリティ NEWSLETTER / MHM Asian Legal Insights

トしてまいります。

日本語版は[こちら](#)、英語版は[こちら](#)、【緊急特設】新型コロナウイルス感染症関連情報は[こちら](#)をご参照ください。

- The 11th Edition of The Best Lawyers™ in Japan にて高い評価を得ました Best Lawyers®（ベスト・ロイヤー）による、The 11th Edition of The Best Lawyers™ in Japan に当事務所の弁護士 120 名が選ばれました。International Business Transactions の分野では、小島 義博、江口 拓哉、射手矢 好雄、土屋 智弘、松村 祐土、武川 丈士が、Technology Law の分野では田中 浩之が、Privacy and Data Security Law の分野では北山 昇が選出されました。
- 田中 浩之 弁護士のコメントが、日本経済新聞電子版『社員の新型コロナ感染「公表したくない」にリスク（法務インサイド）』と題した記事に掲載されました
- 小松 岳志 弁護士のコメントが、5月11日付 Financial Times『Lockdown accelerates push into digital workflows for professional services』と題した記事に掲載されました

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com